

予防事務質疑応答集変更等一覧

予 防 事 務 質疑応答集	問	項目	変更・運用停止	変更の内容
I	第 1 編・第 4 章・ 1 ・(1)・問 14	(13)項関係	変更	【変更前】 項の判定については、原則として床面積のある部分にのみについて、算定することとする。ただし、当該防火対象物の部分として扱うこと。従って、消防用設備等の設置については、項の判定で扱わなかった部分についても政令第 13 条は及ぶものである。 【変更後】 消防用設備等の設置は、床面積を算定している部分とその部分の用途によって判断する。また、屋上部分は当該防火対象物の部分であることから、床面積の有無にかかわらず特段の規定（予防事務審査・検査基準第 2 章第 1 節第 9、1、(3)に規定するもの）は適用されるものである。
I	第 1 編・第 4 章・ 2 ・(13)・問 5	用途区分の指定 一般事項	変更	国の回答年月日の下部に、当庁の取扱いを追記する。 【追記】 R5.4.1より当庁も同様に扱う。
I	第 2 編・第 3 章・ 5 ・問 2	階の算定	運用停止	
I	第 2 編・第 3 章・ 6 ・問 1	床面積の算定	運用停止	

I	第2編・第5章・1・問9	設置単位	運用停止	
II	第2編・第8章・2・(1)・問12	屋内消火栓設備	変更	当庁の取扱いから「第6号」を削除する。
II	第2編・第8章・2・(1)・問19	屋内消火栓設備	運用停止	
II	第2編・第9章・1・(1)・問1	スプリンクラー設備	運用停止	
II	第2編・第9章・1・(1)・問6	スプリンクラー設備	運用停止	
II	第2編・第10章・1・(1)・問20	水噴霧消火設備等の 共通事項	運用停止	
II	第2編・第10章・5・(2)・ア・問11	粉末消火設備	運用停止	
II	第2編・第10章・5・(2)・ア・問12	粉末消火設備	運用停止	
II	第2編・第12章・1・(2)・イ・問40	自動火災報知設備	運用停止	
II	第2編・第12章・1・(2)・イ・問41	自動火災報知設備	運用停止	
II	第2編・第12章・1・(2)・イ・問58	自動火災報知設備	運用停止	
II	第2編・第12章・1・(2)・イ・問75	自動火災報知設備	運用停止	
II	第2編・第12章・5・(2)・イ・問29	非常警報設備	運用停止	
II	第2編・第14章・1・問2	誘導灯・誘導標識	運用停止	
II	第2編・第14章・1・問6	誘導灯・誘導標識	運用停止	
II	第2編・第14章・1・問16	誘導灯・誘導標識	運用停止	